電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案について 提出された意見の提出者の一覧

(受付順、敬称略)

意見提出者(計4件)			
受付	意見受付日	意見提出者	
1	平成 30 年 6 月 25 日	一般社団法人テレコムサービス協会	
2	平成 30 年 6 月 25 日	株式会社ケイ・オプティコム	
3	平成 30 年 6 月 25 日	KDDI 株式会社	
4	平成 30 年 6 月 25 日	個人	

意見書

平成 30 年 6 月 25 日

総務省総合通信基盤局 電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 103-0013

住所

東京都 中央区 日本橋 人形 町 3-10-2 フローラビル 8 階

氏名

いっぱんしゃだんほうじん 一般 社団 法人 テレコムサービス 協会 かいちょう すず き こう いち 会 長 鈴 木 幸 一

「電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案(新旧対照表)」に関し、別紙のとおり 意見を提出します。

該当箇所	意見
電気通信事業法施行規則 第二十三条の九の五	今回の改正案に賛同いたします。
(第二種指定電気通信設備との接続を円滑に行うた	総務省殿におかれましては、引き続き、モバイル市
めに必要な事項)	場の公正競争環境の整備に取り組んでいただきますよ
法第三十四条第三項第一号ホの総務省令で定める事	うお願い申し上げます。
項は、次のとおりとする。	
~略~	
九 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事	
業者が、通信の交換等又は伝送に関するネットワーク	
管理において、その提供する電気通信役務の利用者又	
は当該通信を取り扱う電気通信事業者に対する不当	
な差別的取扱い及び当該通信の内容による不当な差	
別的取扱いを行わない旨	
~略~	

意見書

平成 30 年 6 月 25 日

総務省総合通信基盤局 電気通信事業部料金サービス課 御中

郵 便 番 号 540-8622

(ふりがな) おおさかし ちゅうおうく しろみ 2ちょうめ1ばん5ごう

住 所 大阪市中央区城見2丁目1番5号

(ふりがな) かぶしきがいしゃ けい・おぶていこむ

氏 名 株式会社 ケイ・オプティコム

 だいひょうとりしまりゃくしゃちょう
 あらき まこと

 代表取締役社長
 荒木 誠

「電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案(新旧対照表)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所

(第二種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な事項)

電気通信事業法施行規則 第二十三条の九の五 法第三十四条第三項第一号ホの総務省令で定める事 項は、次のとおりとする。

~略~

九 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、通信の交換等又は伝送に関するネットワーク管理において、その提供する電気通信役務の利用者又は当該通信を取り扱う電気通信事業者に対する不当な差別的取扱い及び当該通信の内容による不当な差別的取扱いを行わない旨

~略~

意見

MVNO 市場ではこれまで多くの MVNO 事業者が参入してきました。その結果、MNO と MVNO 間あるいは MVNO 同士で競争が活性化され、低廉な料金・多様なサービスが創造され、利用者利益にも大きく貢献してきたと考えております。

意見募集対象となっております改正案は、移動系通信市場における公正競争環境の確保に寄与するものであり、MVNO普及促進に資すると考えますので賛同いたします。

意見書

平成 30 年 6 月 25 日

総務省総合通信基盤局 電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 163-8003

とうきょうとしんじゅくくにししんじゅくにちょうめさんばんにごう 住 所 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

氏 名 KDDI株式会社

代表取締役社長 髙橋 誠

「電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案(新旧対照表)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております。)

該当箇所

(第二種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な事項)

第二十三条の九の五 法第三十四条第三項第一 号木の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。 [一~八 略]

九 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、通信の交換等又は伝送に関するネットワーク管理において、その提供する電気通信役務の利用者又は当該通信を取り扱う電気通信事業者に対する不当な差別的取扱い及び当該通信の内容による不当な差別的取扱いを行わない旨

十 [略]

十一 [略]

[2略]

意見

今回の電気通信事業法施行規則改正案は、モバイル市場の公正競争促進に関する検討会報告書にある通り、「不当な差別的取扱いが行われないことを民事的に担保するために、MNOが、トラヒックの取扱いにおいて、不当な差別的取扱いを行わない旨を接続約款に規定する」という説明ですが、電気通信事業法第29条1項の2号において「電気通信事業者が特定の者に対し不当な差別的取扱いを行つているとき」が業務改善命令の対象と既に規定されていることから、これは為念的規定であり、規制範囲を拡大するものではないと理解しております。

以上

平成30年6月25日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部料金サービス課 あて

郵便番号

(ふりがな)

住所 (所在地)

(ふりがな)

氏名(法人又は団体名等)(注1)

電話番号

電子メールアドレス

「電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案 (新旧対照表)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

- 注 1 法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。
- 注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

本改正に賛成である。

日本国憲法にも適う適切な改正であると思われた。

意見は以上である。